

学校法人常陽学園 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 6 月 21 日 制定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人常陽学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 58 条規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事選任機関構成員及び理事選任機関選考会議構成員並びに会計監査人に対する報酬等については、当該職務の重要性に鑑み、この規程に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第 6 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、学校法人常陽学園（以下「法人」という。）において定められた勤務時間中勤務態勢にあり職務専念義務がある理事（専任理事）及び法人の常勤職員としての職務に常時従事している理事（兼任理事）をいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第 32 条第 1 項に定める評議員をいう。
- (5) 常勤評議員とは、法人の常勤職員としての職務に常時従事している評議員をいう。
- (6) 非常勤評議員とは、常勤評議員以外の評議員をいう。
- (7) 理事選任機関構成員とは、寄附行為第 7 条第 1 項に定める構成員をいう。
- (8) 理事選任機関選考会議構成員とは、学校法人常陽学園寄附行為施行規則第 3 条に定める構成員をいう。
- (9) 会計監査人とは、寄附行為第 50 条の定めにより選任される会計監査人をいう。

第 2 章 報酬等

(役員の区分)

第 3 条 この規程における役員の区分は、理事長、業務執行理事、理事及び監事とする。

2 理事は、常勤理事（専任理事、兼任理事）及び非常勤理事に区分する。

3 監事は、非常勤監事とする。

(役員の報酬)

第 4 条 役員の報酬月額、別表 1 に定める額の範囲内で、理事会の承認を経て、理事長が決定する。

2 監事の報酬は、前項で決定された年額を 12 で除して、毎月支給する。

(理事の賞与)

第 5 条 理事には、報酬のほかに、次に定める月分の額を限度に賞与を支給することができる。

(1) 常勤理事 報酬月額 of 4 月分

(2) 非常勤理事 報酬月額 of 1 月分

2 前項に定める賞与の額は、法人の財務状況等に応じて、理事会で変更することができる。

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員の報酬は、常勤評議員については無報酬とし、非常勤評議員については評議員会出席の都度（書面出席を除く）、別表 1 に定める額を支給する。

(理事選任機関構成員及び理事選任機関選考会議構成員の報酬)

第 7 条 理事選任機関及び理事選任機関選考会議の構成員として選任された者の報酬は、別表 2 に定める額とする。

2 前項の会議の構成員として選任された非常勤理事、非常勤評議員及び学外有識者については、当該会議出席の都度（書面出席を除く）、別表 2 に定める額を支給する。

(会計監査人の報酬)

第 8 条 会計監査人に対する報酬は、監査契約に基づいて支払う。

(支給の方法)

第 9 条 役員・評議員の報酬及び理事選任機関の構成員として選任された学外有識者の報酬は、毎月 25 日に支給する。

2 前項の日が土日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日に当たる場合には、それらの休日の前日に支給する。

3 第 5 条に定める理事の賞与は、夏季手当及び年末手当の 2 回に分けて、それぞれ 7 月末及び 12 月末までに支給する。

第 3 章 退任慰労金

(退任慰労金)

第 10 条 役員が退任したときは、退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き役員に就任した場合は、実際に退任するときに、その通算の在任期間分を支給する。

2 前項にかかわらず、役員が寄附行為第 11 条又は第 26 条に拠り解任されたときは、原則として退任慰労金は支給しない。

3 第 1 項にかかわらず、法人の財務状況等に応じて、減額し、又は支給しないことがある。

4 役員が死亡により退任したときの退任慰労金は、その遺族に支給する。

- 5 評議員及び理事選任機関の構成員として選任された学外有識者については、退任慰労金は支給しない。
- 6 退任慰労金は、役員が任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、2 か月以内に支給する。

(退任慰労金算出の基礎報酬額)

第 11 条 退任慰労金算出に係る基礎報酬額は、別表 3 に定める額とする。

(退任慰労金の算出方法)

- 第 12 条 退任慰労金は、前条に定める基礎報酬額に在任の期（3 年間）数を乗じて得た額とする。
- 2 同一人で、理事、監事の別があるときは、それぞれの基礎報酬額に期数を乗じて算定の上、合算した額とする。

第 4 章 その他

(旅費交通費)

- 第 13 条 役員、評議員及び理事選任機関の構成員として選任された学外有識者の旅費については、学校法人常陽学園旅費規程を準用する。
- 2 交通費は翌月に支払う。ただし、非常勤評議員に対する交通費は支給しない。

(必要経費)

- 第 14 条 役員、評議員及び理事選任機関の構成員として選任された学外有識者がその職務の執行に当たって負担した経費については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(改廃)

- 第 15 条 この規程の改廃は、理事長を経て、理事会の決議を必要とする。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. 退任慰労金に関し、改正前の期間に係る算定については、遡及して適用するものとする。
3. 平成 29 年 7 月 1 日施行の学校法人常陽学園理事・監事及び評議員の報酬等に関する規則は、令和 7 年 3 月 31 日をもってこれを廃止する。